

## 建設工事の最低制限価格の引上げについて

当町の建設業行政については、平素からご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

町では、建設工事の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、令和4年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

(4月1日以降の入札公告または指名通知の案件に適用します。)

### 1 建設工事に係る入札における最低制限価格の引上げについて

(対 象)

設計額が130万円を超える建設工事（解体工事を除く）

(改正内容)

最低制限価格の算定方式を以下のとおりとします。

なお、算定した額の上下限（設計額の上限92%、下限75%）及び解体工事の算定方式については変更ございません。

現 行	改 正
直接工事費の額の97%	直接工事費の額の97%
共通仮設費の額の90%	共通仮設費の額の90%
現場管理費の額の90%	現場管理費の額の90%
一般管理費の額の <u>55%</u>	一般管理費の額の <u>68%</u>